

第3 医療扶助の適正化・健康管理支援等について

1 医療扶助における KPI の設定について

医療扶助については、改革工程表に後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化及び健康管理支援の3点が盛り込まれており、具体的には、後発医薬品の使用促進について「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する」こと、頻回受診の適正化について「頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進」すること、健康管理支援について「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することとされている。

また、同工程表においては、これらの事項に関するKPIが設定されており、後発医薬品については、KPI第1階層として「医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品の使用促進計画の策定率【100%】」、頻回受診の適正化に関しては、KPI第1階層として「頻回受診対策を実施する自治体【100%】」等とされるとともに、「見える化」事項として、「生活保護受給者1人あたり医療扶助地域差」及び「後発医薬品の使用割合の地域差」が盛り込まれている。

また、頻回受診の適正化に関するKPIについては、昨年12月の改定版において、適正受診指導による改善者数割合を「2018年度において2014年度比2割以上の改善」と追加的に定めたところである。受診状況を把握する対象者の範囲については「医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同じ診療科目を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者」としていたところ、公的医療保険制度における頻回受診者の定義も勘案し、「単月で15日以上受診している者」に変更する予定である。

これを踏まえ、関係する通知について所要の改正を行うとともに、検討が必要とされている後発医薬品の使用促進の目標については、来年度、具体的な検討を進めることとしているので、御承知おき願いたい。

2 後発医薬品の更なる使用促進について

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017年央までに75%を掲げている。

各地方自治体における各般の取組の効果により、医療扶助における後発医薬品の使用割合は、平成28年6月審査分で69.3%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となり、平成27年6月審査分（63.8%）に比べ、5.5ポイント上昇した。

各地方自治体におかれては、引き続き、後発医薬品使用促進計画に基づく取組を着実に推進していただくとともに、後発医薬品使用促進計画を未策定の地方自治体におかれては、早急に策定いただくようお願いする。なお、平成29年度からは、各地方自治体に対して、その後発医薬品使用促進計画の公表をお願いする予定である。

また、医師が後発医薬品への変更不可としていないにも関わらず先発医薬品が調剤された場合の具体的事情について、仔細を把握する予定であり、御協力をお願いしたい。

3 頻回受診の適正化について

医療扶助を受けて頻回受診を行う患者に対する適正受診指導については、改革工程表におけるKPIの達成に向けて、上述のとおり、受診状況を把握する対象者の範囲を拡大する予定である。

このため、平成29年度予算において、福祉事務所における業務量の増加に対応するための予算を計上する予定であるので、御活用いただきたい。

なお、受診状況を把握する対象者の範囲の拡大については、将来的には全ての保護の実施機関において実施いただきたいと考えているが、一方で、体制整備に一定の時間を要する地方自治体もあることから、少なくとも平成29年度については、従来の対象者を受診状況把握対象者として差し支えないこととする予定である。

4 生活保護受給者の健康管理支援について

生活保護受給者には、糖尿病など、医療機関への受診や健康管理が適切に行われないと重症化するリスクのある傷病を抱えている者が多くあり、生活保護受給者の自立を図る基礎として、健康状態を良好に保つことは不可欠である。また、医療扶助の適正化の観点からも、生活習慣病の発症予防や重症化予防のための健康管理支援に取り組むことが重要である。

このため、平成28年7月より「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催し、生活習慣病の重症化予防のみならず、予防的観点も含めた生活保護受給者の健

健康管理支援の在り方を検討している。この検討会においては、保険者機能に相当する福祉事務所の役割を充実させ、健康診断結果やレセプト等医療情報のデータの入手・利活用、健康管理支援の援助方針の立案、生活保護受給者への健康指導、その効果の評価などの機能を強化すること等について、法改正を視野に議論しているところであるので、御承知おき願いたい。

なお、本検討会については、平成28年度中を目途に一定のとりまとめを予定しており、本格的な実施時期については検討中である。

5 平成29年度予算（案）における医療扶助の適正実施の更なる推進について

上述の取組に加え、医療扶助の適正実施の更なる推進策として、医療扶助適正化事業の一部を拡充するとともに、取り組んだ事業についてPDCAサイクルにより実施主体以外の者が評価を行う仕組みを導入するため、医療扶助適正化等事業の一部を再編することとし、平成29年度予算（案）に22億円を計上しているところである。

事業内容の拡充としては、頻回受診患者の適正受診指導の受診状況把握対象者の範囲を変更するほか、精神障害者等の退院促進事業の対象者として、これまでの「長期入院の精神障害者」だけでなく、要介護状態になった者で医療の必要性が低い者（例：脳血管疾患等を原因として入院し、後遺症により麻痺や寝たきりなどになった者）や頻回転院患者を加えることとした。

また、生活保護受給者の利用する薬局を一カ所に集約し、服薬管理・服薬指導を行うことは、重複処方や併用禁忌の解消に繋がり、受給者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化の効果が見込まれる。このため、モデル的にかかりつけ薬局を設定する事業を実施し、その効果等を測定の上、次年度以降の適切な服薬と医療扶助の適正化に繋げることとしている。なお、本事業はモデル事業で実施するものであるため、補助率は10/10となっている。各地方自治体においては、積極的な事業実施をお願いしたい。

6 電子レセプトシステムにかかる端末更新について

電子レセプトシステムの端末については、多くの地方自治体において、平成27年度より順次、更新時期が到来しており、引き続き各地方自治体においては、適切に対応願いたい。なお、本システムの運用経費については、各地方自治体の負担としてきていると

ころであり、端末更新、端末更新後の新プログラムの制度改正対応等のための経費についても同様に各地方自治体の負担となるので留意すること。

また、電子レセプトシステムの動作保証OS等については、以下のとおりであるが、端末更新にあたってはセキュリティを確保するために延長サポート期限を考慮した新OS等に適応させる対応が必要となるので、ご留意願いたい。特にWindows Vista Businessについては平成29年4月11日にサポート終了となるため、期日までには必ず更新等の対応を行うこと。

なお、電子レセプトシステムのプログラムについて改修・更新すること（クラウドサービスの利用を含む。）について、国に対して情報提供を行う必要はない。

(参考) 生活保護等版レセプト管理システムの推奨動作保証OS等

	製品名	延長サポート期限
クライアントOS	Windows Vista Business	29/04/11
Office製品	Office2007	29/10/10
サーバOS	Windows Server 2008 Standard Windows Server 2008 Enterprise	32/01/14
データベース	Microsoft SQL Server 2008 Standard Microsoft SQL Server 2008 Enterprise	32/07/09

(新OS等に適応させる対応例)

1. 新OSで動作するプログラムへ改修・更新を実施。
2. OSのサポート期限の影響を受けない各地方自治体のセキュリティ基準を満たすクラウドサービス（LGWAN-ASP認定サービス等）を利用。

7 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日付社援保発第58号）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診したうえでなければ施術を受けられない旨指導を行っている等の実態が見受けられる。

施術を希望する者に対して、一律に医療機関を受診するよう指導することは、医療扶助の運営において適切な取扱いではない。

このため、施術を希望する者に対しては医療扶助運営要領に則り、適切に取り扱うようあらためて周知徹底をお願いするとともに、医師の同意については、ケースワーカー等に対して、あらためて下記の取扱いの周知徹底と指導をお願いする。

(医療扶助運営要領第3-7)

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
 - ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要
- (「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成23年3月31日付社援保発0331第7号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

8 通院移送費の適正な給付の徹底について

通院移送費については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付することとしている。

各地方自治体におかれては、本取扱いについて再度確認の上、適切に周知を行う等、対応について遺漏なきようお願いする。

第4 自立支援の推進について（就労支援以外）

1 自立支援プログラムの策定について

各自治体におかれては、引き続き就労支援のほか、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援、適切な金銭管理支援の実施など自立支援プログラムの策定・実施に取り組んでいただくようお願いする。

なお、「自立支援プログラムによる金銭管理支援の実施について（平成28年4月28日付け事務連絡）」において、公共料金等を滞納してしまうなど生活保護費を適切に管理することが困難な生活保護受給者に対する金銭管理支援の実施例を示しているため、金銭管理支援を実施するにあたっては参考にされたい。

2 居住の安定確保支援事業について

被保護世帯が良好な住環境の下で安心して生活することができるよう、入居支援や入居後の様々な支援を調整する「居住の安定確保支援事業」について、その積極的な実施をお願いする。

特に、事業の実施にあたっては、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成27年6月11日社援保発0611第1号、国住賃第13号、国住心第57号厚生労働省社会・援護局保護課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、国土交通省が所管する住宅施策の居住支援協議会（住宅セーフティネット法第10条第1項に基づき組織されている協議会）と入居可能な民間賃貸住宅の情報共有等、連携に努められたい。

3 子どもの貧困対策に関する取組について

子どもの貧困については、生活保護世帯に対する取組が重要な支援策として盛り込まれているので、引き続き、ケースワークや子どもの学習支援事業の活用などを通じて、貧困の連鎖の解消に向けて取り組んでいただくようお願いしたい。

また、「生活保護世帯に属する子供の大学等進学率」についても指標として設定されており、これまでもアルバイト収入や恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学金等に充てる場合に収入認定除外とするなど、大学進学について支援している。

こうしたことから、各実施機関においても、大学等へ進学を希望する子どもがいる生活保護受給世帯に対して、世帯分離という仕組みの活用等を通じて大学等に進学することができることについて、丁寧な説明をお願いしたい。

加えて、独立行政法人日本学生支援機構が実施する平成 29 年度以降の大学等奨学金事業において、①給付型奨学金制度の創設、②無利子奨学金における低所得世帯の生徒に係る成績基準の実質的撤廃、貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現、③所得連動返還型奨学金制度の導入に係る経費が平成 29 年度予算政府案に盛り込まれている。これらの制度は、平成 29 年度予算及び改正法令の成立が前提となるものの、特に給付型奨学金については、平成 29 年度進学者から一部先行して実施することが予定されており、給付対象となる可能性のある生活保護受給世帯の子ども及び保護者に対して周知を図るよう、管内実施機関あて改めて周知をお願いしたい。

第5 地方自治体の体制整備等について

生活保護担当のケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置されているところであるが、平成 29 年度予算案においては、直近の保護動向を踏まえ、平成 28 年度と同じ配置数となる予定である。

地方自治体の福祉担当部局においては、地域の実情に応じて、ケースワーカーや査察指導員の必要な配置がなされるよう、関係部局との調整を図られたい。

(参考) 平成 29 年度予算案

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等

- ・ ケースワーカー 道府県 23 人 市町村 16 人
- ・ 査察指導員 道府県 4 人 市町村 3 人

※ 標準団体規模 (都道府県 : 人口 20 万人、市町村 : 人口 10 万人)

第6 平成29年度生活保護基準について

1 平成29年度的生活扶助基準について

生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案して毎年度の改定を行っている。平成29年度的生活扶助基準については、28年度と同額とすることとしている。

2 その他

出産扶助（施設分べん）、生業扶助の就職支度費等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(参考) 平成29年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	160,110	153,760	146,730	142,730	136,910	131,640
住宅扶助 (注2)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	229,910	197,760	202,730	188,730	178,910	173,640
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の29年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	80,870	77,450	73,190	71,530	68,390	65,560
住宅扶助 (注2)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	134,570	111,450	116,190	106,530	100,390	97,560
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の29年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	145,040	140,300	132,810	130,500	124,570	120,630
住宅扶助 (注2)	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	209,040	181,300	184,810	172,500	162,570	158,630
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算、母子加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の29年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

第7 生活保護関係予算について

1 生活保護費等負担金について

(1) 平成29年度予算(案)について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に直近の被保護人員の伸び率等を勘案して必要額を算出し、2兆8,803億円を計上している。

平成28年度当初予算	平成28年度補正後予算額	平成29年度予算(案)
2兆8,711億円	2兆8,387億円	2兆8,803億円

(2) 平成29年度予算の適正な執行について

生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各地方自治体の所要見込額に基づき交付しているところである。

平成29年度においても四半期ごとに所要見込額を把握することとしているので、各地方自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出し、追ってお知らせする期限までに関係書類を提出していただくようお願いする。

(3) 生活保護費等負担金に係る適正な精算について

生活保護費等負担金の精算については、会計検査院の平成26年度決算検査報告において、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう処置要求されたところであり、これを受けて「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平成22年10月6日社援保発1006第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を平成27年12月8日付けで改正し、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等を適正に実施するよう周知徹底をお願いしているところである。

各地方自治体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、返還金等の債権管理及び負担金の精算が適切に行われるよう改めて徹底されたい。

また、生活保護費等負担金の精算は事業実績報告書により行っており、提出期限を翌年度の6月末日としているが、多くの自治体で提出が遅れているところである。実績報告書の確認作業は国、自治体双方で時間を要するため、精算事務に支障を来さないためにも提出期限を遵守していただくようお願いする。

2 生活保護関係事業について

(1) 平成 29 年度予算（案）について

生活保護関係事業については、平成 29 年度予算（案）において、被保護者就労支援事業や被保護者就労準備支援等事業、生活保護適正化等事業に必要な額を計上するとともに、新規事業を計上したところである。

- 被保護者就労支援事業 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の内数
- 被保護者就労準備支援等事業 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数
 - 【新規】生活困窮者等の就労準備支援の充実 5.1 億円の内数
- 生活保護適正化等事業 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数
 - 【新規】医療扶助の適正実施の更なる推進 22.0 億円

(2) 平成 29 年度の執行等について

生活保護関係事業の国庫補助協議に当たっては、個々の事業の必要性や効果等について十分に精査いただくとともに、生活保護関係事業と新法の自立支援施策が連携することにより、事業の効果的、効率的な実施を図るよう努めていただきたい。

3 保護施設の運営等について

(1) 保護施設関係予算について

保護施設の運営費については、平成 28 年の人事院勧告を踏まえて保護施設事務費の支弁基準の改定を行い、28 年 4 月から適用することとしたところである。

また、平成 29 年度予算（案）においては、保護施設が取り組む各種事業の実施か所数の増等に必要な額を計上するとともに、保護施設事務費の支弁基準について所要の改正を行うこととしている。

平成 28 年度当初予算	平成 28 年度補正予算	平成 29 年度予算（案）
294 億円	297 億円	294 億円

保護施設の整備については、社会福祉施設等施設整備費補助金において、平成 28 年度補正予算に防犯対策の強化に係る補助を含め 118 億円（障害者関係施設及び保護施設分）、29 年度予算（案）に 71 億円（障害者関係施設及び保護施設分）の予算を計上している。

なお、社会福祉施設等施設整備費補助金（うち、救護施設、更生施設、授産施設、

宿所提供施設、社会事業授産施設分)の補助基準単価については、従前より地域区分(A～D)を設けていたところであるが、29年度より、当該地域区分を撤廃し、A地域の補助基準単価に統一する予定としているので、御了知願いたい。

(2) 防災対策の強化について

今年度においては、台風10号に伴う水害により、高齢者施設において多数の死者が出るという大変痛ましい事態が発生したことを踏まえ、「救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日社援保発0909第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を発出し、救護施設等における水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について、改めて指導・助言等を行っていただくよう依頼したところである。

救護施設等における非常災害時の計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、本年3月15日までに報告いただくようお願いしているところであるが、未実施となっている施設に対しては、必要に応じて指導・助言し、速やかに実施されるよう指導いただきたい。

今後、救護施設等における非常災害に対する計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、施設の開設時や施設に対する指導監査等において定期的に確認し、実効性のある計画の策定や確実な避難訓練の実施について指導・助言いただきたい。

なお、台風10号による被害を踏まえて本年1月に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府策定)や「要配慮者利用施設等の避難確保計画作成の手引き(洪水、内水、高潮、津波)」(国土交通省作成)については、以下のホームページに掲載されているので、施設への助言・指導に当たって、必要に応じて参照されたい。

○ 「避難勧告等に関するガイドライン」等を掲載しているホームページ

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

(3) 措置費の弾力運用の見直しについて

改正社会福祉法において、社会福祉法人は、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされている。

これを踏まえ、保護施設等に対する措置費についても、地域のニーズ等に応じた多様な事業に活用できるよう、より弾力的な運用を可能とするため、次の見直しを検討することとしているので、各自治体におかれては、御了知願いたい（平成 29 年 4 月施行予定）。

措置費の弾力運用の見直しの方向性

1. 前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へと対象を拡大すること。
2. 前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃すること。
3. 事務費支出について、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示すること。
4. 理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除すること。

(4) 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直しについて

生活保護制度においては、救護施設に入所することにより居住地を変更した場合、変更前の自治体が保護費等を負担する仕組みがある。

一方、現行の介護保険制度では、他市町村から介護保険の適用除外施設である救護施設等に入所した者が退所して、介護保険施設等に移った場合、介護保険適用除外施設の所在市町村が保険者となるため、従来費用負担をしていた市町村に代えて、介護保険適用除外施設の所在市町村が介護給付費を負担することになっている。

これに関し、介護保険適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直し、介護保険適用除外施設入所前の居住地における市町村を保険者とすることとしているので、各自治体におかれては、御了知願いたい（平成30年 4 月施行予定）。

第8 生活保護関係調査について

1 平成29年度生活保護関係調査の実施について

平成29年度に実施を予定している生活保護関係調査は、次の一覧表のとおりである。被保護者調査については、月次調査は毎月のデータを、年次調査（基礎調査・個別調査）は7月末日現在のデータを、それぞれ生活保護業務データシステムに登録していただきたい。

特に平成29年4月から、月次調査・年次調査の双方において調査項目を追加することとしており、現在、厚生労働省において「生活保護業務データシステム」の改修を進めており、また、各地方自治体においては「生活保護基幹事務システム」の改修を進めていただいているところである。平成29年4月分の月次調査のデータ登録期限は5月20日であるので、それまでに登録できるよう、システム改修を完了していただきたい。

医療扶助実態調査については、電子データでの提出となっており、提出期限までにレセプト管理データから抽出したデータを提出していただくこととなるので、引き続きご協力をお願いしたい。

社会保障生計調査については、例年どおり調査票（家計簿）での提出となっており、平成29年度に実施していただく地方自治体に関しては、ご協力をお願いしたい。

2 提出期限の厳守について

各調査は、各都道府県、指定都市及び中核市の関係者のご理解、ご協力により実施されているが、一部の地方自治体からの提出が遅れると、結果として全体の集計に支障を来すこととなることから、集計作業を遅滞なく行うためにも、引き続き提出期限の厳守をお願いしたい。

平成 29 年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の方法	調査の周期及び時期	調査票等の提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】基礎・個別 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約164万世帯	全 数	年次調査 毎年7月31日現在 月次調査 毎月	年次調査 <u>毎年9月10日</u> 月次調査 <u>翌月20日</u>
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細書及び 調剤報酬明細書	毎年7月	毎年8月中旬
社会保障生計調査	16都道府県 3指定都市 12中核市 (注)	被保護世帯 1,110世帯	抽 出	年度 4月から翌年3月まで毎月	翌月末日

(注) 調査対象地方自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に交代することとしている。

※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。